

確 約 書

私は、関市墓地公園の使用に対しまして、次の事項を厳守することを確約します。

- 1 関市墓地公園の使用許可証の発行日から3年以内に墓碑等（焼骨を埋蔵する石造施設）を建立します。また、3年以内に建立しなかった場合は、条例の規定により速やかに返還します。（期日内に返還した場合は、永代使用料の半額を還付します。期日後の返還・取消の場合は、一切還付しません。）
- 2 使用許可を受けた目的以外に墓地を使用しません。
- 3 使用権の譲渡、使用場所の転貸及び区画の交換はしません。
- 4 年間の管理料は、指定された納期までに納めます。
- 5 使用許可された区画について清掃等の管理をします。
- 6 法令又は関市墓地公園の設置及び管理に関する条例若しくはこれに基づく規則に従います。

以上、区画の使用に際し厳守しない場合は、使用許可の取消、改葬若しくは地下物件の移転を命ぜられても、一切異議申し立ていたしません。

関 市 長 様

令和 年 月 日

墓地使用者 住所

氏名